

# 変わる 農業委員会

農業委員会が、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった役割をより良く果たせるようにするため、「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

## これからの農業委員会 ～主な変更点～

### 1 農業委員会の 役割の強化

農業委員会は、農地の権利移動に係る許可等に加え、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが、制度的により強固に位置付けられました。



### 3 農業委員の 選出方法の変更

農業委員の選出方法が、選挙および市長の選任制の併用から、議会の同意を要件とする市長の任命制へと変更されました。

また、農業委員の構成について、原則として農業委員の過半を認定農業者で構成すること、農業委員会の業務に利害関係を有しない者を含めることなどが必要になりました。

## 農業委員会とは？

農業委員会は、農地の売買や貸借といった農地に係る権利移動の許可、農地の転用に関する意見、農用地利用集積計画の決定、遊休農地の調査、新規就農者の相談などを行っています。

今回の制度改正によって、農業委員会制度が大きく変更されました。

### 問合せ先

環境産業部

農政室 (☎84-5048)

## 2 農業委員の定数の変更

今回の制度改正によって、農業委員会の会議を機動的に開催できるよう、農業委員の定数を現行の半数程度とすることとされました。

それを受け、亀山市農業委員会の農業委員の定数は、現任の農業委員の任期満了(平成29年3月10日)後は10人になります。

### 農業委員会

#### 農業委員

(市長が任命)

10人

#### 農地利用 最適化推進委員

(農業委員会が委嘱)

20人

## 4 農地利用最適化推進委員の新設

農業委員と連携し、地域における現場活動を推進する役割を担う「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されました。

農地利用最適化推進委員は主に現地での活動を行い、そこで得た地域の声を農業委員会に届けていきます。

また、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱し、定数は20人です。

### お知らせ

今回の制度改正に伴い、「農業委員候補者」と「農地利用最適化推進委員候補者」を募集します。

- 農業委員候補者の募集期間  
8月5日(金)～9月5日(月)
- 農地利用最適化推進委員候補者の募集期間  
10月3日(月)～11月4日(金)

※推薦・応募の方法など詳しくは、募集開始後に市ホームページなどで掲載します。

**URL** <http://www.city.kameyama.mie.jp/>